

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成23年度 専任の「集落支援員」の設置数 597人（自治会長などの兼務の集落支援員の設置数 約3,700人）

- ・ **地方自治体**＝集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・ **総務省**＝地方自治体に対して、財源手当（支援員一人当たり350万円（他の業務との兼任の場合一人当たり40万円）を上限に特別交付税措置）、情報提供等により支援
 ※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。（参考）総務省通知（平成20年8月1日総行過第95号）

地方自治体の取組みのフロー

集落支援員の設置

- ・ 地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・ 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

集落点検の実施

- ・ 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施
- ※点検項目の例：「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

集落のあり方についての話し合い

- ・ 住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進（「集落点検」の結果を活用）
- ・ 話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

支援
総務省

「地域おこし協力隊」制度について

○地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献。

○総務省による支援

- ・財政支援(特別交付税) 隊員1人につき350万円上限(=報酬等(上限200万円)+活動費(上限150万円))
対象経費=隊員の「募集」「活動」に要する経費、隊員の「定住」「起業」「就農」等の支援に要する経費
- ・その他 隊員の募集や研修、マネジメント等の面で地方自治体をサポート

○期間 概ね1年以上最長3年 *3年を超える場合は特別交付税による支援は受けられないが活動継続は可能

○隊員数 413名(2011年度速報値)147自治体(3府県・144市町村)

